

岸和田市景観形成基本方針

平成 20 年 11 月

岸和田市

はじめに

泉州地方の中核的な都市として発展してきた岸和田市は、岸和田城を中心とした歴史的な環境、だんじり祭に代表される文化的香りなど、歴史と文化にふれあえる素晴らしいところである。また、世界の玄関口である関西国際空港周辺の積極的な開発が進められている泉州地方において、今なお多くの緑に包まれたところである。

しかし、時代の流れとともに、岸和田市の持つこのような個性的な表情、岸和田らしさが徐々に失われつつある。このまちで生まれ、育った人々はもちろん、市外から訪れる人々にも岸和田市のまちの持つ豊かな環境にふれあい、感じることができるよう、この素晴らしい環境を次の世代へと受け継いでいくことが、市民、事業者、行政の責務である。

加えて、社会資本の整備が進み、一定の充足がなされた段階において、生活環境の快適性向上に対する人々の関心は、個性的快適環境の実現、豊かな自然とともに共存できる快適環境の実現などの言葉に代表されるより高度な質の探求へと向かいつつある。

優れた景観の実現は、岸和田市のアイデンティティ創出のための重要な課題であり、市民に『我がまち岸和田市』に対する愛着と誇りを醸成するとともに、訪れた人々に対しても、印象深い感銘を与えるものである。

今後、景観まちづくりを推進していくためには、魅力ある景観を形成するにあたっての基本目標と具体化していくための基本指針を示した基本方針を基にして、市民と事業者、そして行政が、総合的かつ多面的にお互いの立場を理解しながら協力し、取り組んでいく必要がある。

よって、ここに景観まちづくりに向けた「岸和田市景観形成基本方針」を策定する。

目 次

第 1 章 景観形成基本方針の位置づけ

- 1 景観形成基本方針策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 景観形成基本方針の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 景観形成基本方針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 景観形成基本方針の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第 2 章 景観形成の基本的な考え方

- 1 景観とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 景観形成の基本的姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 景観形成の主体と役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 市民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) 行政の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第 3 章 景観特性

- 1 景観から見た岸和田らしさ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 自然特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 歴史特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 生活特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 空間特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第 4 章 景観形成の基本目標と基本指針

- 1 景観形成基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 景観形成基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第 5 章 景観形成施策の推進

- 1 連携・協働の重要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 景観行政の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 景観形成事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 景観の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第1章 景観形成基本方針の位置づけ

1 景観形成基本方針策定の背景と趣旨

岸和田市では、平成3（1991）年に、快適環境都市を目指して、景観整備の方針・まちづくりの方針を一定の方向へ導いていくため、「岸和田市都市景観形成基本計画」を策定している。そして、平成6（1994）年には、岸和田らしい都市景観を保全し、創出し、未来へ継承することのできる快適な環境と、住みよい文化的でうるおいのある美しいまちの実現を目的として「岸和田市都市景観条例」を制定し、景観まちづくりを進めている。その取り組みとして、景観基準を策定し、大規模建築物等の新築などに対する届出を義務付け、その計画について助言・指導を行っている。また、景観まちづくりに取り組む市民団体の活動などを支援している。

一方、国においても、「良好な都市環境」「豊かさ」への全国的なニーズの高まり、都市化社会から成熟社会を迎えて、「量から質へ」の転換を背景として、平成15（2003）年に「美しい国づくり大綱」を定め、これを受けて平成17（2005）年に景観法が全面施行された。

景観法は、国や地方公共団体といった行政主体だけでなく、事業者、市民に対し、良好な景観を形成していくことを社会規範として宣言する基本法的な性格を持っており、今後、市民、事業者、行政の様々な主体の協働により良好な景観の形成が進められることが期待される。また、基本法的な部分に併せて具体的な行為規制を取り入れることや支援制度の活用その他関連する景観形成施策の活用を通じ、市民やNPOなどの参画も含め、行政などによる良好な景観の形成が推進されることが期待される。

したがって行政は、地域の実情を十分踏まえつつ、これまで以上に景観行政を推進することが求められる。

こうした背景の下、岸和田市では、これまで進めてきた景観形成の取り組みを継承するとともに、景観まちづくりに対する新しい時代のニーズに応えるため、また、将来に向けた良好な景観形成の仕組みを整えるため、「岸和田市都市景観形成基本計画」を再編し、「岸和田市景観形成基本方針」を策定する。

2 景観形成基本方針の役割

景観形成基本方針は、魅力ある景観を形成するにあたっての基本目標と具体化していくための基本指針を示したものであり、景観計画の実現、景観まちづくりを推進していくための取り組みを誘導するものである。

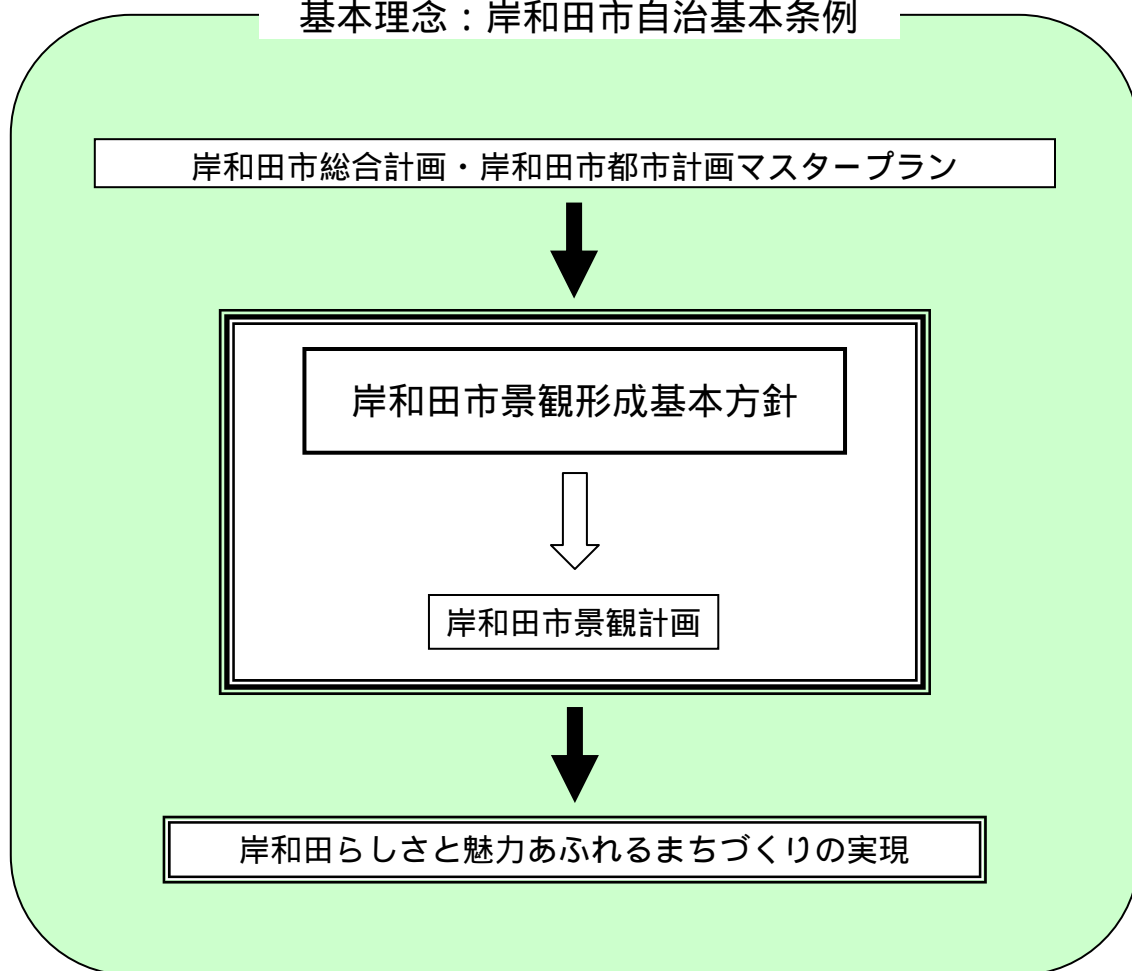
よって、これを基にして、市民と事業者、そして行政が、総合的かつ多面的にお互いの立場を理解しながら協力し、取り組んでいくための指針としての役割を担う。

3 景観形成基本方針の位置づけ

景観形成基本方針は、景観まちづくりの総合的な指針となるものであり、「岸和田市総合計画」に即し、「岸和田市都市計画マスタープラン」に適合するとともに、関連個別計画と連携を図りつつ策定する。

景観形成基本方針の位置づけ

基本理念：岸和田市自治基本条例



4 景観形成基本方針の構成

景観形成基本方針は、次のとおり5つの章から構成される。

景観形成基本方針の構成

第1章 景観形成基本方針の位置づけ

景観形成基本方針策定の背景、役割、位置づけなどを示している。

第2章 景観形成の基本的な考え方

景観形成にあたっての基本的姿勢や公民の役割分担などを示している。

第3章 景観特性

景観から見た岸和田らしさや、自然・歴史・生活・空間についての景観特性を示している。

第4章 景観形成の基本目標と基本指針

景観形成の基本目標やこれを具体化する基本指針を示している。

第5章 景観形成施策の推進

公民の協働の重要性など、より良い景観の形成を図るための施策の推進について、基本的な考え方を示している。

第2章 景観形成の基本的な考え方

1 景観とは

景観という言葉は、多様な意味をもっている。

元来、風景は主に自然の有様に対して使用されることが多く、景観は建造物・道路・公園など人工的な施設によって形づくられた都市的な景観という意味で使用されることが多かったが、人々を取り巻く生活環境の質を高める視点に立ち、海、山、川、池、社寺林などの風景・環境も含めた自然景観もその対象とすることが必要である。

また、古墳、城、寺社などの歴史的背景や市民生活を反映したまちの雰囲気・文化的香り・歴史性・親しみなどの視覚以外の要素も重要である。

岸和田市において景観とは、視覚による景観のみならず、生活から生み出される文化・歴史の雰囲気なども含めた広義の景観を示し、景観形成基本方針の対象として捉えていく。

2 景観形成の基本的姿勢

景観を構成している資源の中で優れたものについては、それをまもり（保全・修復）はぐくみ（育成・支援）、作りだす（創生）とともに、阻害している要素については、とりのぞき（除去）あらためて（改善・誘導）いくことが必要であるとの基本姿勢にたち、それらを互いにつなぎ、活かしていくことが重要である。

景観形成の取り組みは、岸和田らしさと魅力あふれるまちづくりの一環として位置付け、市民、事業者、行政の景観形成に対する合意形成の下、三者がそれぞれの立場を理解しながら積極的に対話と協働により、その実現に向け取り組みを進めていく。

基本姿勢

景観資源を

まもる（保全・修復）

はぐくむ（育成・支援）

作りだす（創生）

景観阻害要素を

とりのぞく（除去）

あらためる（改善・誘導）

進め方

まちはみんなの共同作品……まもり、そだてよう、みんなのまち

3 景観形成の主体と役割分担

(1) 市民の役割

快適なまちづくりは、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、自ら生活する環境の景観に配慮することにより進む。

市民は、景観を形成する主体であり、地区の景観形成の行方を握っているため、建築協定、緑化協定、美化活動などにより自主的に取り組むことも大事である。そして、まちなみの保存やまちづくりについて、行政に働きかけるなど、一体的に取り組むことが期待されている。

(2) 事業者の役割

事業活動にあたっては、岸和田らしい景観を保全し、創出し、未来へ継承することのできる快適な環境と、住みよい文化的でうまいのある美しいまちの実現のため、先導的な役割を果たすよう積極的な取り組みが求められている。

特に、大規模建築物等は、まちのイメージや周辺環境に与える影響が大きいことから、景観形成に積極的に取り組むことが重要である。

(3) 行政の役割

魅力的な景観形成の先導的な役割を果たす各種事業や施策を実施し、市民の景観形成に対する意識の高揚をはかるため、啓発、規制、誘導その他必要な措置を講じ、市民との密接な協調関係をつくる。

あわせて、市民の自主的な取り組みによる環境緑化運動、美しいまちづくりなど、景観形成に関する活動への積極的な支援が必要である。

また、優れた景観の形成を図るためには、単に条例などの規制、誘導によって、外観の美化を進めるだけでなく、コミュニティの形成や生活文化、伝統の継承など、まちの内面にもかかわる広範囲な景観に対する取り組みが必要である。

第3章 景観特性

1 景観から見た岸和田らしさ

歴史的に見ると岸和田市は城下町として発展し、府内で3番目に市制を施行するなど泉南地域の経済・文化・行政の中心的役割を果たしてきた。

現在は山並みや丘陵部の緑、ため池などの自然に恵まれ、平地部には中低層の建築物が広がっている。また、だんじり祭に象徴されるような地域社会のまとまりや活力が感じられ、歴史的まちなみ景観が比較的によく残っている。

景観的にみて「らしさ」は一般的に自然地形と歴史的建造物によって醸し出されているといわれている。

自然地形からみると、和泉葛城山が市域の南側に緑のスクリーンとして広がり、神於山がランドマークとなっている。また、海・平地・丘陵・山と地形に変化があり、特に丘陵部はフィンガー状に広がったひだの多い景観となっている。平地部や丘陵部には数多くのため池があり、特に久米田池は府内で最大の水面を有し、貴重な広がりのあるオープンスペースになっている。

歴史的建造物としては、岸和田城が岸和田市のシンボルであり市民の心のよりどころ、原風景となっている。城周辺には五風荘、自泉会館など近代名建築が集中している。また、本町の紀州街道沿いには伝統的様式の町家のまちなみが続いている。

2 自然特性

市域の地形は、南東から山地、丘陵、平地と大きく分けて3つの部分からなっており、大阪湾に臨む臨海部は埋立地となっている。

山地部は樹木に覆われた起伏の多い山々が連なっている。神於山、鍋山から丘陵部が西へと続き、その谷筋に牛滝川、春木川、津田川が流れている。丘陵部の北端地域には、府内で最大の面積45.6ha、周囲約2.6kmの久米田池を始め数多くのため池が分布しており、農村地域の特徴的な景観要素となっている。さらに北西に向かって平地部へと続く。

臨海部は現在埋め立てられ、自然海岸は残されていないが、浜工業公園の一部に当時をしのばせる松林が存している。

山地部には、植物、昆虫などが数多くみられ、和泉葛城山山頂付近のブナ林は、大正12(1923)年、国の天然記念物に指定された貴重な自然環境を有している。また、この付近を含む和泉山脈は、平成8(1996)年に金剛生駒紀泉国定公園に指定されている。

丘陵部は大阪層群とよばれる鮮新世から更新世の地層でできている。粘土、砂、れきなどからなり、その多くは果樹など畑作として利用されている。

平地部は段丘層(後期更新世の地層)と完新世(約1万年以降)の地層でできている。岸和田城は段丘層の突端に築かれている。

3 歴史特性

およそ2万年前の後期旧石器時代から本市域には人々が生活していた。その後、土器製作技法をもった縄文時代の人々が暮らした春木八幡山遺跡や山ノ内遺跡が確認されている。縄文時代に続く稲作を始めた弥生時代の人々は各地にムラを営んだ。その代表的な遺跡には下池田遺跡、栄の池遺跡、畑遺跡、^{あぶ}尾生遺跡がある。

4世紀中頃から5世紀にかけて久米田周辺に古墳が多くつくられた。市域最大の古墳は約200mを有する摩湯山古墳で4世紀後半に築造されたと考えられ、国の史跡に指定されている。7世紀になると古墳の築造に代わって寺院の建立が始まり、僧行基の伝説を残す久米田寺、神於寺、大威徳寺は奈良・平安時代から今に続く^{めいまつ}名刹である。

中世になって、当時岸の地とよばれた海岸寄りの一隅に、南朝に仕えた和田氏の一族が居を構えたのが岸和田の地名の起こりとなったと伝えられる。

天正年間、秀吉は紀州根来の衆徒や雑賀の門徒に備えて、岸和田に中村氏を配した。岸和田城下町はこの頃形づくられた。以降小出氏3代、松平氏2代の後、明治維新まで岡部氏13代の在城が続く。小出氏によって天守閣が創建され、松平氏は海辺の防衛のため浜辺石垣を築き、岡部氏は南方に備えて津田川堤防の改築にあたった。岸和田城とその周辺は町・浜・村に分かれ、町と農漁村が一体となった特色ある城下町が形成されたのである。

文政10(1827)年、城の天守は落雷で焼失したが城下町は、大火も戦災もなく、歴史的な面影を今なお多く残している。

明治維新ののち、明治2(1869)年に岸和田藩も版籍を奉還した。その後、明治5年には岸和田は堺県下に入り、明治14年には大阪府内に編入された。

大正から昭和初期にかけては、十六軒長屋、マンサード長屋、南欧風の駅舎、スパニッシュ風建築物などの近代建築物が建築され、その個性的な姿は、今もなお見ることができる。

4 生活特性

岸和田市民には、強い定住志向があるといわれている。これは利便性、環境の質、文化性、地域コミュニティの充実だけではなく、最も大きな影響を与えているのが「だんじり祭」の存在であると考えられている。

だんじり祭は、元禄16(1703)年に時の岸和田城主・岡部長泰(3代藩主)が、京都伏見稻荷を城内三の丸に^{かんじょう}勧請し、^{ごこくほうじょう}五穀豊穰を祈願して行なった稻荷祭がその始まりと伝えられており、約300年の伝統があり、日本一のだんじりの台数を誇っている。

祭りのための町の団結や全員が参加できるシステムと、子どもからお年寄りまで皆の役割があり、だんじり祭を核とした地域コミュニティが形成されている。子どもの時から「だんじり」を^ひ曳き、町をかけ廻って、町を知り、町に愛着を感じ、町から離れられなくなる。祭りは一年を刻むリズムの節となる。町内にはだんじり小屋があり、乾燥を防ぐため小池に「こま(車輪)」を浸けている風景は、岸和田市ならではの風景である。

山間部では塔原^{とのほら}の葛城おどりが雨乞いの祭りとして知られており、毎年8月14日に塔原町^{みろくじ}弥勒寺境内で行われ、府の無形民俗文化財となっている。また、市指定無形文化財である土生鼓踊り^{はぶこ}も毎年8月14日から16日までの3日間行われ、岸和田市ならではの祭りも見られる。

市街地に接する近郊地区での民俗風習は、農業集落部分にしか残っておらず、水利・宮座・祭礼・墓制などを通じ、つながりを保っている。

また、庶民の生活をつづった「岸和田のむかし話」を地図上にプロットすると、牛滝川水系、轟川・天の川水系や城周辺に数多くの昔話があり、人々の息吹やそのたたずまいを伝えてくれる。

5 空間特性

岸和田市は泉州の商工業の中核的な都市としての歴史を持ち、歴史的な建築物も多い。また、地形も変化に富んでおり、平地部、丘陵部、山地部がそれぞれ特徴的な空間を形成している。

空間利用を見ると以下のとおりである。

地域	主な土地利用	沿革		特徴的地区
臨海部 (海浜地域)	工業・港湾	遠浅、白砂青松の海岸 海水浴場	大規模埋立等 (昭和41年～)	鉄工団地 木材コンビナート 阪南1区、阪南2区 旧港
平地部 (市街地)	住宅・商業・農地 業務・流通 住工混在	条里制による町割り 綿畑(江戸時代)	江戸時代の城下町 耕地整理(昭和10年頃) (岸和田駅・春木駅周辺) 区画整理(昭和48年頃) (国道26号沿い)	城周辺 紀州街道沿い 熊野街道(小栗街道) 沿い 国道26号沿い (ロードサイド店)
丘陵部 (近郊地域) (中山間部)	果樹園・田畑 ため池 集落・宅地	樹林地 900ヶ所に及ぶため池 があった	圃場整備 集落 宅地造成	久米田池 ミカン畑、包近の桃畑 蜻蛉池公園 阿間河滝等の集落 神於山
山地部 (山間部)	山林・農地 国定公園	山地	金剛生駒紀泉国定公園 (平成8年)	牛滝街道沿い 塔原街道沿い 山林 大威徳寺 ブナ林

建築物は市域全体に中低層のものが多く、岸和田城(高さ27m 石垣の高さも含む)がランドマークとなっている。岸和田城周辺地区には天守閣(府内には大阪城と岸和田城の2か所)、五風荘、自泉会館、岸城神社、杉江能楽堂、旧武家屋敷といった岸和田市の歴史的なストックである建築物が集中している。本町の紀州街道沿いには伝統的様式

の町家のまちなみが続いており、本瓦葺き^{ほんがわらぶ}、つし二階、うだつ、出格子の立面で構成されるまちなみ景観は城下町の商業の中心地にふさわしい重厚さをもっている。岸和田駅前通商店街はだんじり祭のため、高いアーケードがかけられている。住宅は泉州に多く見られる伝統的な「しころ葺き」の屋根形式のものが農村住宅などに見られるのが特徴である。

道路としては、関西国際空港開港（平成6年）とともに高速道路を主として飛躍的に整備が進んだ。岸和田市の海沿いと山沿いに阪神高速湾岸線（阪神高速道路4号湾岸線）、阪和自動車道（近畿自動車道）が整備された。その間に位置する整備済の堺阪南線（府道204号）、第2阪和国道（現国道26号）、大阪外環状線（国道170号）の供用で交通利便性が増している。

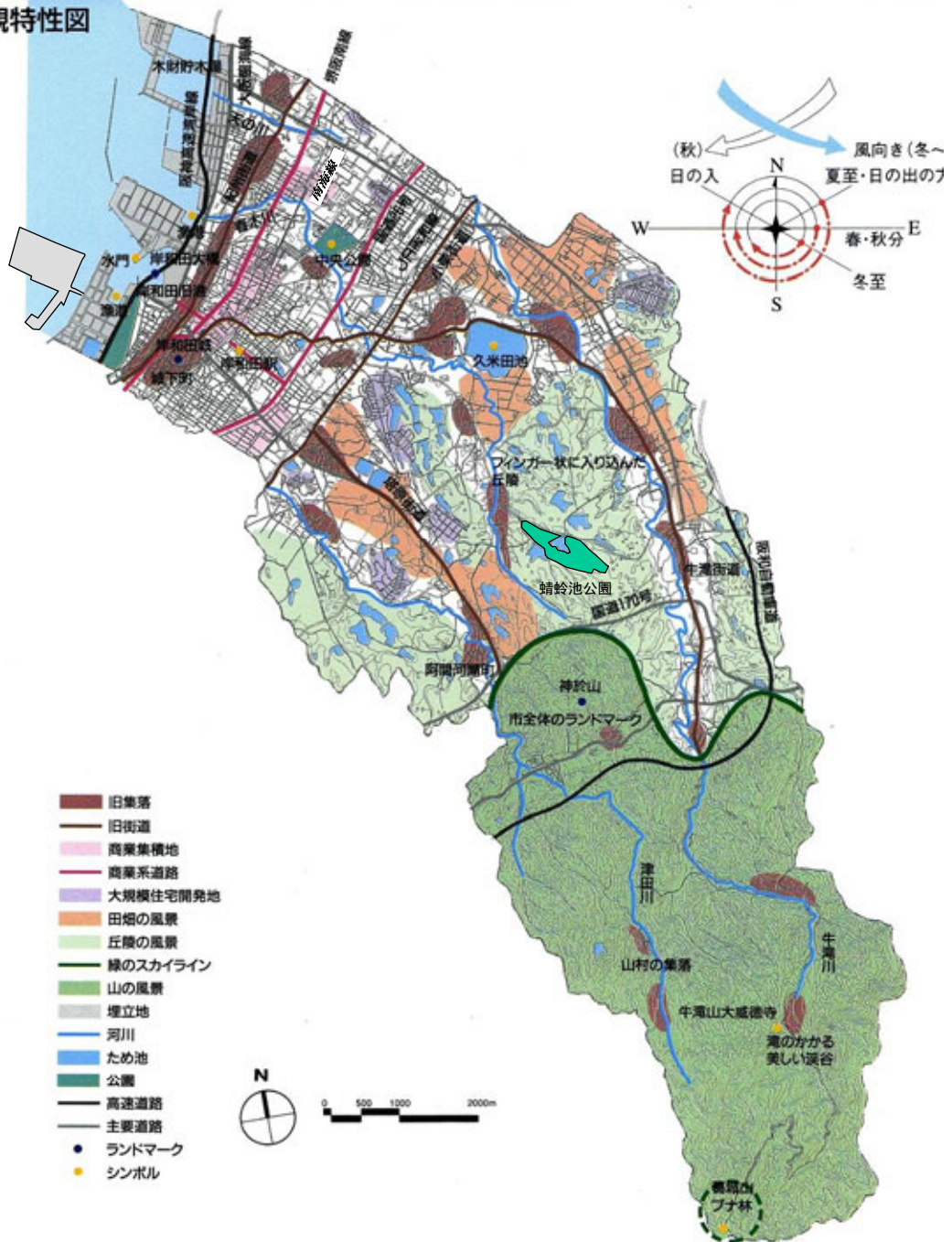
公園については、平地部の中央公園や丘陵部の蜻蛉池公園などは岸和田市を代表する公園であり、市民活動の拠点や憩いの場として愛されている。

臨海部においては、大規模な埋立事業・開発が手がけられ、鉄工団地や木材コンビナート地区、また岸和田旧港地区の再開発や阪南2区の整備も進んでいる。

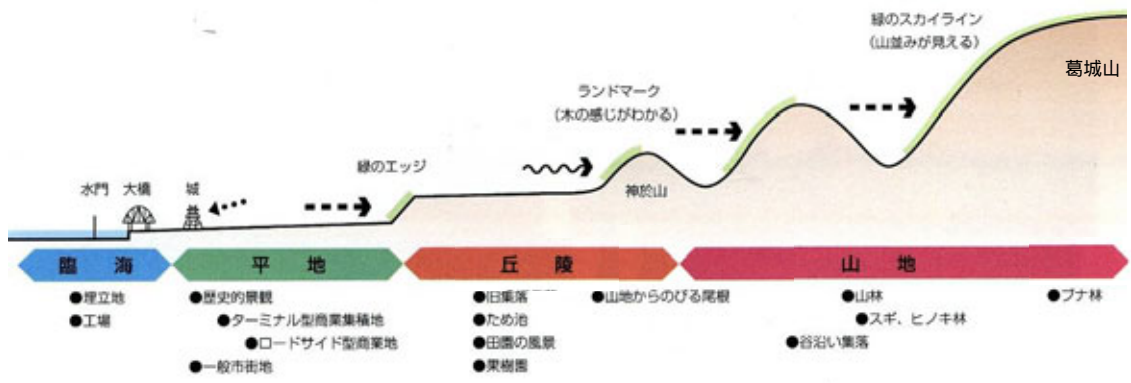
丘陵部においては、神於山は里山として愛され、市民、事業者、行政などが一体となって保全活動を行っている。

山間部においては、津田川上流部にはシイの自然林が、牛滝川上流部には牛滝山大威徳寺周辺の紅葉が名所であるとともに国の重要文化財である多宝塔、カシの自然林が残されている。また、「牛滝温泉 森^{いよ}やかの郷^{きと}」が、市の新しい顔としてにぎわいを見せている。

景観特性図



- 旧集落
- 旧街道
- 商業集積地
- 商業系道路
- 大規模住宅開発地
- 田畑の風景
- 丘陵の風景
- 緑のスカイライン
- 山の風景
- 埋立地
- 河川
- ため池
- 公園
- 高速道路
- 主要道路
- ランドマーク
- シンボル



第4章 景観形成の基本目標と基本指針

1 景観形成基本目標

景観形成にあたっては、単に外観の美しさの追求にとどまらず、『まちの豊かさやうるおい』さらには我がまちらしさ『アイデンティティ』を感じさせる要素をまもり、はぐくみ、つくり、活かしていくことが大切である。

岸和田市は、大阪湾に面する臨海部から、標高 858mの和泉葛城山に至る変化に富んだ地形と、山地・山麓部に展開する緑豊かな自然環境、岸和田城を始めとする市街地での歴史的・文化的環境など数多くの岸和田らしさを感じさせる景観要素があり、これらを大切に保全・育成・創生していくことが岸和田市の景観形成の重要な柱となる。

このような視点から、岸和田市の景観形成の基本目標を「豊かな自然環境と歴史的環境が織り成す『個性的快適環境都市』の創生」に求め、これを具体化する基本指針を次のように設定する。

指針 1 - 歴史と伝統を感じさせる景観の創出

指針 2 - 豊かな自然とのふれあいのある景観の創出

指針 3 - 都市的魅力にあふれた景観の創出

2 景観形成基本指針

景観形成が対象とする領域は、道路、建造物などの物的景観形成から各種規制・誘導施策の実施、市民などの自主的景観形成活動への支援などハード、ソフト両面にわたる。また、道路や公園・公共建築物などの公共空間にとどまらず、住居や店舗などの建築物、庭などの民有空間もその対象として捉えていくことが必要である。

特に、公共空間に接する民有空間は、景観形成を進めていく上での鍵となる空間で、半公共空間として景観形成上重要な役割を担う必要がある。

指針 1 歴史と伝統を感じさせる景観の創出

岸和田市には、岸和田城を中心とする城下町としての景観や紀州街道沿いの歴史的まちなみ、農村集落の面影を残す旧集落など、数多くの歴史を感じさせる景観資源がある。

これらの歴史的資源を都市化の流れの中で消失させることなく、岸和田市の景観の個性表現の要素として大切にまもり、はぐくみ、次代へつないでいくことにより、『歴史と伝統を感じさせる景観の創出』を図っていく。

【具体的な取り組みテーマ】

歴史的環境を保全する。

残された歴史的環境を保全するとともに、その地域内および周辺部についても歴史的環境と調和した景観に誘導する。

歴史的遺産を保全・修復・整備する。

市域に分布する古墳・城・社寺・伝統的建造物などを修復・整備するとともに、広く市民に親しめるよう、広報活動、ネットワーク整備を展開する。

歴史的要素を活かす。

建物やみちなどのまちなみ整備のなかで、歴史的なまちなみを感じさせる形状・色彩・材質などを取り入れることにより、新しく創出される空間に歴史性を活かす。

歴史的景観への眺望を保全する。

岸和田城への眺望、岸和田城からの眺望など、歴史的景観に対する眺望は、景観イメージ形成上重要であり、都市的变化との調和を図りながら保全する。

指針 2 豊かな自然とのふれあいのある景観の創出

市域の平地部、丘陵部、そして山地部には多くの農地があり豊かな自然環境が残されている。この農地は既成市街地の奥庭的存在であり、背景景観ともなっている。また、和泉葛城山と並んで、シンボリックな存在である神於山とその裾野に広がる緑豊かな丘陵部や田園地帯に点在する集落景観と数多くの農業用ため池は、岸和田市を特徴づける景観要素である。

これらの自然景観を、土地利用との調和を図りながら保全・整備していくことを通じて、『豊かな自然とのふれあいのある景観の創出』を図っていく。

また、既成市街地内にある社寺林や公園内の緑や春木川を中心とする河川沿い空間は、市街地内の貴重な連続する水と緑のオープンスペースとなるものであり、保全・整備を積極的に図っていく。

【具体的な取り組みテーマ】

緑を保全し、活かす。

山地部、丘陵部を中心に、既成市街地の背景景観として残された緑・地形といった田園景観、山なみ景観を保全するとともに、部分的には市民のレクリエーションの場として活かす。

農地周辺の土地利用にあっては、農作業に影響がでないよう農地との調和を図る。

水辺空間を保全し、活かす。

岸和田市の原風景のひとつである農業用ため池や河川などの水辺空間の保全・整備を図り、うるおいのある景観創出を図る。

既成市街地内の緑を保全し、整備する。

市街地内の貴重な緑地空間である社寺林、公園緑地、河川沿い緑地などの保全・整備を進め、市民、事業者、行政が、三者協働のもと、未利用・低利用地、屋上などの活用、住宅などの敷地内緑化も促進し、緑豊かな市街地景観の創出を図る。

指針 3 都市的魅力にあふれた景観の創出

幹線道路、鉄道駅および駅周辺、都市公園、港、主要公共建造物などは、まちの顔となる空間である。これらの空間については、個性的で魅力ある都市的景観の創出を図っていく。また、東岸和田駅周辺などの新たなまちづくりについては、岸和田市の新しい顔にふさわしい景観創出を図っていく。

【具体的な取り組みテーマ】

まちの玄関口（駅前）において、都市的景観の形成を図る。

幹線道路および沿道空間において、快適な景観の形成を図る。

拠点公園において、シンボリックオープンスペース景観の形成を図る。

ウォーターフロントにおいて、自然環境に配慮した海辺景観の形成を図る。

主要公共建造物において、デザインに配慮し、景観形成の主導的役割を果たす。

第5章 景観形成施策の推進

市民、事業者、行政が連携してより良い景観の形成を図るために、景観形成の基本目標と基本指針に基づき、総合的かつ多面的にお互いの立場を理解しながら協力し、施策を積み重ね取り組んで行く必要がある。

1 連携・協働の重要性

景観は、その地域で、先人たちにより長年育んできた生活・歴史・文化などのまちづくりが表れたものといえる。良い景観とは、何よりも地域に暮らしている市民が快適で、魅力があり、住みよい、誇りを持てるまちでなくてはならない。

今後もより良い景観の形成を推進していくためには、単に行政が道路や公園などを公共事業によって美しくつくればよいということではなく、市民、事業者、行政が相互に調整・連携・支援し合う協働での取り組みが重要である。

2 景観行政の展開

景観まちづくりを推進していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場を理解しながら、積極的に景観形成に取り組んでいかなければならない。

個性ある景観や表情をまもり、はぐくみ、つくりだしていくために、市民、事業者、行政が共に協力し、景観行政を展開していく。また、専門家による環境デザインアドバイスなどの技術的な支援、誘導、情報発信などにより景観形成の推進を図っていく。

景観形成に関連する施策は、都市計画はもちろんのこと道路、公園、河川、農業、文化財など、行政の広範囲にわたっており、その施策や制度も多様である。

よって景観法に基づく施策はもちろんのこと、他分野の施策の取り入れ、国・大阪府、他都市との連携も図りながら、より良い景観の形成を図っていかなければならない。

3 景観形成事業の実施

景観形成のための公共による先進的事業の実施は広く市民や事業者への先導的役割を果たすほか、周辺地区全体に与える影響も大きい。したがって、道路や公園、学校、市庁舎など、実施可能で効果が期待されることから手がけ、周辺に対する波及効果をねらう。特に重点的に景観形成を図る地区では、公共空間については、道路、公園、河川、建築など行政の広範囲にわたる事業を集中的に実施していく。また、民有空間については、緑化も含め、建築物、広告物などのデザインについての基準によってまちなみを魅力あるものへと規制、誘導していくと共に適切な支援を行って景観形成を図っていく。

4 景観の維持管理

景観はつくっていただくだけでなく、つくり上げた物をいかにまもり、はぐくみ、美しく維持管理し、次代へつないでいくかが重要な意味を持っている。

優れた景観をつくり、まもり、はぐくみ、次代へつないでいくことは、単に行政だけでは実現できるものではなく、まちに住み、活動している市民や事業者の景観に対する深い関心と景観形成への積極的な参加なくしては有り得ない。

景観形成にあたっては、行政がその整備、維持、管理を率先することはもちろん、市民・事業者自らが景観に対する共通の認識を深め、自分たちが住み、学び、働いているまちの魅力ある快適な環境をまもるため、協力し、努力していくとともに、社会的モラルやルールを守るような気運を醸成することが重要である。